三一三　分離適格振替国債の指定等に関する省令第二条第一項に規定する固定の利付国庫債券を定める件及び国債の発行等に関する省令第五条第二項に規定する財務大臣が別に定める基準を定める件の一部を改正する告示　二八　274　三四　日号外ページ

○財務省、農林水産省

三一三　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一八　五

三一四　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一八　五

三一五　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一八　六

三一六　株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件　二一　五

○財務省、農林水産省、経済産業省

五　株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件　一一　六

○財務省、経済産業省

九　外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令第二条第一号イの規定に基づき、主務大臣が指定する特定の者等を定める件の一部を改正する件　一五　特75　一五

〃　二〇　特76　二

○国　税　庁

三一二　租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第三十三項に規定する国税庁長官の定める基準を定める件の一部を改正する件　二六　八

○文部科学省

一三四―一三五　選定保存技術の保持者死亡による選定解除及び認定解除の件　六　三

一三六　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　一一　258　九二

一三七　伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定する件　一五　六

一三八　高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準の一部を改正する告示　一五　263　四四

一三九　特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準の一部を改正する告示　一五　263　四五

一四〇―一五〇　重要無形文化財の保持者死亡による認定解除の件　一九　三

一五一　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　二七　272　三三八

一五二―一六二　重要無形文化財の保持者死亡による指定解除及び認定解除の件　二八　一

一六三　認定日本語教育機関に関し必要な事項を定める件　二八　274　三三五

一六四　文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件　二八　274　三三六

○文　化　庁

二九　史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件　七　二

三〇　著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件　二七　272　三三九

○厚生労働省

三一五　令和六年における毎月勤労統計調査の調査票の提出期限　七　三

三一六　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件　七　256　四

三一七　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件　八　257　六三

三一八　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件　八　257　六四

三一九　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件　八　257　六四

三二〇　厚生労働科学研究費補助金等取扱規程の一部を改正する件　一五　263　四六

三二一　介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式　一九　266　一五

三二二　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件　一九　266　六七

三二三　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件　一九　266　六七

三二四　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件　一九　266　六九